

分収造林契約者 各位

令和6年9月12日
一般社団法人 わかやま森林と緑の公社

分収造林契約地におけるJ-クレジット森林管理プロジェクトの実施について

平素は弊社分収造林事業について御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

弊社ウェブサイト、新聞報道等で周知しております通り、弊社は、令和6年6月5日にENEOS株式会社と「森林を活用した脱炭素社会の実現に向けた連携協定」を締結しました。本連携協定では、弊社の分収造林契約地全域において、J-クレジット制度による森林クレジットを創出するプロジェクトを計画しています。

J-クレジット制度とは、国（経済産業省、環境省、農林水産省）が運営する制度で、森林を適切に管理することによって二酸化炭素(CO₂)吸収量の増大を図り、この結果、森林が吸収したCO₂をクレジット(排出権)として発行し、企業等の温室効果ガス排出量のオフセット(埋め合わせ)に活用できる制度です。この制度を活用することで、地球温暖化対策に貢献できるほか、クレジットの売却益を森林整備の新たな財源とすることが可能となります。

今回のプロジェクトでは、貴殿と弊社との間で分収造林契約を締結している造林地において、J-クレジット創出対象となる森林（以下「プロジェクト実施地」という。）を設定し、森林由来のJ-クレジットの創出及び販売を行い、当該分収造林の育成管理を行う財源として活用することを計画しております。

貴殿におかれましても、本プロジェクトへの御理解と御協力を賜れますと幸甚です。詳細につきましては、下記をご参照ください。

なお、本文書は、J-クレジット制度に基づき、弊社が分収造林の育成管理を行うために作成した森林経営計画内の土地所有者全員に通知するものです。

記

1. ご留意いただきたいこと

J-クレジット制度の定めにより、プロジェクト実施地ではプロジェクト実施期間（10年間）及びその後10年間の合計20年間（計画：令和6〔2024〕年4月1日～令和25〔2044〕年3月31日）にわたり、森林に吸収されたCO₂が森林に固定された状態を維持する必要があります。そのため、同期間において、プロジェクト実施地での土地転用（収用など避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（森林経営計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）等、CO₂吸収効果を消失させる行為を行わないことが土地・森林所有者の両方に義務付けられます。

2. 皆様へのお願い

土地所有者の皆様におかれましても、本プロジェクトの意義を御理解いただき、引き続き森林経営計画に基づく施業・管理についての御協力を何卒よろしくお願いたします。また、分収造林契約における権利義務を第3者へ譲渡、または相続する場合には、権利の継承（分収造林契約書第22・23条）と併せて本書の内容についても承継いただきますよう、お願い申し上げます。

（裏面へ続く）

(参考)

○弊社と ENEOS 株式会社の連携協定締結については弊社ウェブページをご参照下さい。

<http://www.midorikousha.jp/credit.renkeikyoutei.pdf>



○J-クレジット制度についてはJ-クレジット制度事務局のウェブページをご参照下さい。

<https://japancredit.go.jp/>



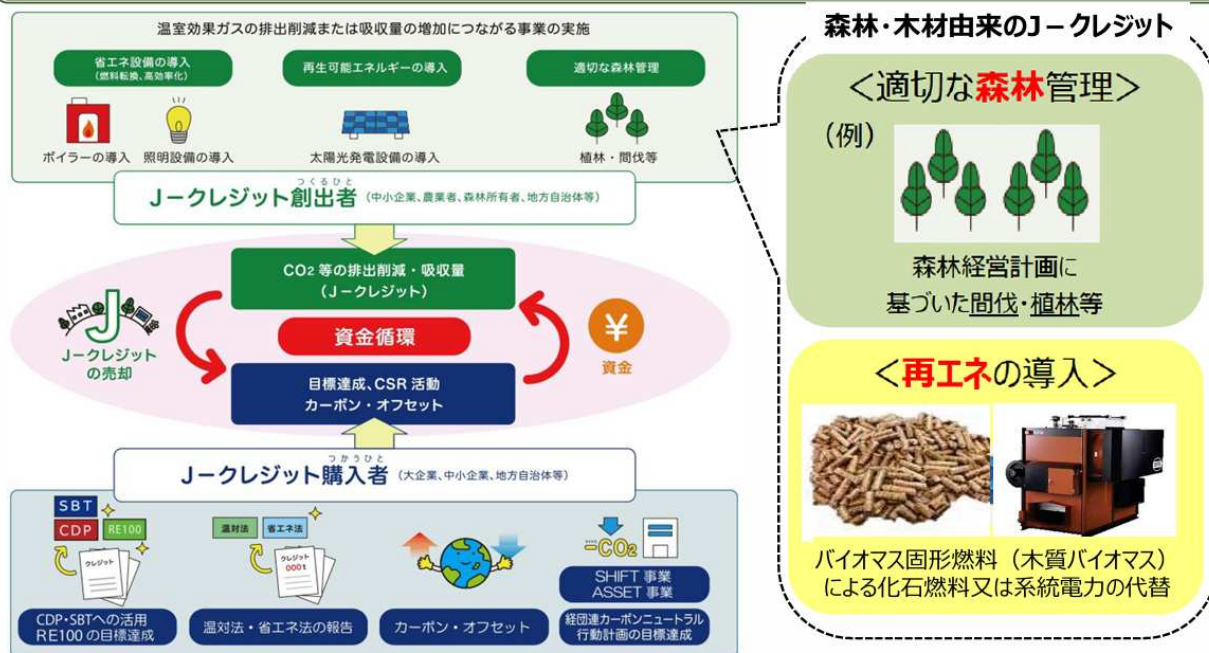
○J-クレジットのうち森林クレジットについては林野庁のウェブページをご参照下さい。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/J-credit.html



J-クレジット制度（経済産業省・環境省・農林水産省が共同で運営）

- ・ J-クレジット制度とは、省エネ設備・再エネの導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度（2013年度からスタート）。削減・吸収活動はプロジェクト単位で認証される。
- ・ 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・再エネ・森林管理等に係る国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



(問合せ先) 一般社団法人 わかやま森林と緑の公社

〒640-0413 紀の川市貴志川町神戸 327 番地 1 (紀の川市立河南図書館 3F)

電話：0736-67-6139 FAX：0736-67-6131

担当：糸川・仲

Eメールアドレス：kousha6@midorikousha.jp

弊社ホームページ：<http://www.midorikousha.jp>

